

○経済産業省告示第百二十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年十月二十七日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>一 「略」</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約</p>

（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で電子決済手段等の借入契約に該当するものを含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの（イ、ロ又はホ）に掲げる者との間で行うものについては、当該非居住者のために当該非居住者

（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で電子決済手段等の借入契約に該当するものを含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの（イ、ロ、ホ又はへ）に掲げる者との間で行うものについては、当該非居住者のために当該非居住

以外の名義で行われるものその他の当該
非居住者のために直接又は間接に行われ
るものを含む。）

イゝホ 「略」

「削る」

者以外の名義で行われるものその他の当
該非居住者のために直接又は間接に行わ
れるものを含む。）

イゝホ 「略」

へ イランの拡散上機微な核活動又は核
兵器運搬手段の開発に参与する者とし
て外務大臣が定めるもの（国際連合安
全保障理事会決議に基づく資産凍結等
の措置の対象となるイランの拡散上機
微な核活動又は核兵器運搬手段の開発
に参与する者を指定する件（平成二十
八年外務省告示第二十一号）で定める
ものをいう。）

へ
夕
「略」

三
五
「略」

備考
「略」

備考 表中の「」は注記である。

ト
夕
「略」

三
五
「略」

備考
「略」